

タイトル	書評 ”Heritage Regimes and the States, Göttingen Studies in Cultural Property, Vol. 6 ”
著者	岩崎, まさみ; IWASAKI, Masami
引用	年報新人文(9): 70-74
発行日	2012-12-20

Heritage Regimes and the States, Göttingen Studies in Cultural Property, Vol. 6

2012, Ed. By Regina F. Bendix, Aditya Eggert and Arnika Peselmann, University of Göttingen

岩崎 まさみ

ドイツ、ゲッティンゲン大学が出版する学術ジャーナルが、ユネスコによる有形・無形世界遺産登録制度（無形文化の場合は無形文化遺産登録制度、また有形文化の場合は世界遺産登録制度）に関する論文の特集を組み、「遺産制度と国家」と題する本を出版した。投稿された論文はいずれも二〇一一年に開催された二つのコンフェレンスで発表されたものであり、その一つは二〇一一年六月十七～十八日にドイツ・ゲッティンゲン大学で開催された“The Constitution of Cultural Property”と題するコンフェレンスであり、もう一つは二〇一一年六月三十日から七月三日にイタリアのメナッジョで開催された “Institutions, territories et

communautes”と題するコンフェレンスである。いずれのテーマも有形・無形世界遺産登録制度をめぐる諸問題を問いかけるものであり、ユネスコという国際機関が運用する制度が国家・地域政府・コミュニティ・個人のレベルでもたらす現象やポジティブ・ネガティブな影響を検証している。投稿者はいずれも文化人類学、民族学者であり、ユネスコ世界遺産制度に関する調査をヨーロッパ各地、また著者の一人は中国で行ってきた経験をもとに、多様な視点から論じている。

本書は全四〇〇ページに及ぶボリュームのある論文集であるが、その始まりと終わりを「問題提起」と「まとめ」として、二つのコンフェレンスの開催趣旨とその成果を読者に対して解説している。冒頭の「問題提起」は世界遺産研究の分野でも、特に無形文化遺産研究で知られる Kuutna が世界遺産制度における諸課題を検証し、“heritagization”という表現を使い、特定の慣習が「世界遺産化」の過程で地域住民、行政、国家、さらにユネスコというグローバル機関による影響のもとで、新たな「文化化」が行われていることを指摘している。つまり Kuutna は特定の地域的

慣習(無形)やモノユメント(有形)が「世界遺産化」される過程で地域住民たちの権利や意識が見過^こされ、その結果、国家が国際社会に対して象徴的な権利を行使するようになる現象を“arbitration(仲裁)”と“engineering(形成)”という概念を用いて分析している。Kuutmaの指摘は「世界遺産」があたかも「祝い事」であるかのように報道される現状に対する警告であり、また研究者たちに対して問題意識を喚起するメッセージでもある。

十七編の論文は大きく三つのテーマに分けられている。

第一には「植民地(ポスト植民地)感情とそのコントロール」と題して、キューバにおけるハバナ市の事例、ポルトガルの植民地として歴史を持つモロッコの事例、さらにカリブ海のバルバドスの事例が検証されている。これらのいずれの事例でも、地域の有形・無形の遺産が世界遺産登録されるプロセスで、過去の植民地化という負の歴史が再構築・再解釈され、その結果景観そのものが再構築されたり、また過去の植民地主義の歴史に新たな解釈が加えられ、「浪漫化」される等の現象が見られることを明らかにしている。

次の章では「重層の保全制度と国家政策」というテーマのもとに、イタリア、アイルランド、フランス、ウズベキスタン等の事例を取り上げている。Ballachino が紹介する

イタリアの事例では、無形文化遺産保護条約の締結国となつたイタリアは、「代表リスト」登録へ向けた準備として、四つの町を取り込んで、それらの地域に伝わる「祭り」を共同申請する計画が持ち上がり、二〇〇六年にそのための作業が開始した。地域間の連携に加えて、人類学者も動員され、「四都市に共通する祭り」の形成へ向けた努力が進められた、しかしその結果は都市間の対立の激化であつた。ついにイタリア政府の観光大臣がその中の一つの祭りであるGgigi祭りを「イタリアの遺産」と宣言することにより決着した。

Ballachino は、共同申請を試み、それが失敗に終わった上記の一連の作業を通して、二つの課題を指摘している。その一つは、複数の地域コミュニティをネットワーク化して「仮想のスーパー地域文化」を作ろうとする国家政策は、結果的に本来の地域文化の活力を低下させることになりかねないという危険性であり、もう一つの課題は、これらの状況を十分にモニターすることの重要性であり、その責任は研究者にあることを強調している。

本章ではAteliが無形文化遺産に関する国内政策と国際条約との整合性に関して、興味深い事例を挙げている。フランスのコンパニョナージュと呼ばれる職人技術伝承のため

の制度が、二〇一〇年に無形文化遺産の代表リストに登録されたが、その登録までの経緯を分析し、Adellはこの成果は1930年代に始まった“Ethnological Heritage (民族誌遺産)”の制度の中でコンパニョナージュが検証されて保護されてきたことが背景にあるとしている。つまりこれらは「フランス遺産の伝統がユネスコ無形文化遺産保護条約と融合した」事例であるとしている。

本書では次の章で、六つの論文を「国家とそのこだわり 選択過程、行政組織、そして専門家の知識」の共通テーマのもとで紹介している。この章の全ての論文は二〇〇三年に成立したユネスコ無形文化遺産保護条約のそれぞれの締結国におけるケーススタディーであり、まだ歴史の浅い本条約をめぐる初期段階の議論は興味深い。本章の最初の論文では、フランス人の研究者であるBodolecが中国政府が無形文化遺産の「代表リスト」登録への申請を行い、二〇〇九年に登録された「中国式切り絵」の登録に至るまでの過程を検証している。この論文の前半部分では中国の文化遺産保護制度を取り上げて、それを詳細に記述しているが、英文論文ではあまり読む機会のない中国の国内制度に関する記述は貴重である。

本章では、さらにフランス、イタリア、スイスが無形文

化遺産申請のための第一段階として必要なインベントリー(候補リスト)の作成過程に関する詳細が報告されている。その一例として、スイス政府が本条約を批准し、その運用に積極的になる現状を「スイスの連邦主義」との関わりで論じているBideauの論文は、スイスの国内政治と無形文化遺産保護条約の微妙な関係を明快に分析している。ドイツ語圏とフランス語圏を抱えるスイスは、国内の文化政策をそれぞれの地方行政区に委ねることにより、文化の多様性を維持してきた。しかし無形文化遺産保護条約のもとでスイス政府は地域的に多様な文化遺産を調整する機能を担うことになる。つまり、インベントリー作成することは、とりもなおさずスイス政府が国内の文化政策に何らかの変更を引き起こすことであり、その結果、文化圏の再編成やさらには「スイスを代表する文化」が生まれる可能性がある。この論文の終わりにBideauは二つの疑問を投げかけている。その一つは「二〇〇三年無形文化遺産保護条約はスイスにおいて、連邦主義を再燃させるか？」とし、インベントリー作成過程に必然的に起きる政治的变化に注目している。加えて、Bideauはインベントリー作成に関わる行政官や人類学者たちに対して、「果たして、専門家は其通知識(文化)を見いだせるのか？」という問いを投げかけ

ている。無形文化遺産申請にむけたインベントリー作成が、奇しくも、スイスにおける文化政策、さらには国家の政治思想の根幹を揺るがす結果を招く可能性があることを示唆している。

本章の最後には、二〇一〇年に無形文化遺産として登録された「フランスの美食」に関する論文が紹介されている。この登録は当時の仏大統領であるサルコジ氏が先導したことでマスメディアに取り上げられ、一般にも良く知られるようになった事例である。この事例は、同時に、無形文化遺産保護条約の運用が国内外の政治に誘導される傾向を顕著に現すものでもあり、今後の本条約の行方を考える上で重要な材料を提示している。本論文の著者であるTornatore は「フランスの美食」が無形文化遺産登録されるに至った過程を検証する中で、二つの要因に注目している。第一に本条約の政治的要因であり、Tornatore 自身はこれを「Politics of Heritage (遺産政治)」と呼び、本条約が持つ国内外での政治的影響力とそれを操作するプロセスを分析している。二つ目の要因は「フランスの美食」を申請する準備過程で影響力をもつ専門家たちの存在である。論文の中では実名で多くの専門家たちの関わりを検証しているが、それらのいずれもが食文化を専門とする人類学者や

歴史学者などの著名な研究者であり、それぞれの専門的立場からの助言により「フランスの美食」が形作られて行く過程を詳細に分析している。

本書の最後には「まとめ」として、複数の著者が本書全体を通して、繰り返し論じられる要点の多様性を指摘し、無形・有形世界遺産をめぐる各国の状況が多岐にわたり、その変化は複雑であることを再確認している。さらに「世界遺産化」が引き起こす避けられない変化に対して、研究者たちはそれらを注視し、検証し続けて行かなければならないとしている。

マスメディアで取り上げられる有形・無形世界遺産に関する記述は、オリンピックのニュースに似て、「祈願達成」「祝世界遺産登録」「惜しくも逃す」などの表現が使われるが、それは世界遺産登録が「グローバル社会での知名度を求めた競争」として認識されているからではないだろうか。実際、一般には世界遺産への申請の過程やその後のインパクトなど、地域・国家・国際的レベルで世界遺産がもたらす複雑な変化等を知ることはない。その意味では、本書を通して、華々しい「祭り」の舞台裏を見る事は単純に興味深い。しかし本書を読み進む中で、筆者は二つの事柄を思い起こしていた。その一つはユネスコの基本精神であり、

もう一つはこれらの論文には登場することのない国々に住む人々の日常である。

有形・無形世界遺産を全人類の貴重な遺産として、保護し、次世代へ受け継こうとするユネスコの基本精神、さらにそれらに賛同する国々が目指すものは、「遺産のオリンピック」ではなく、「世界平和」であることを忘れてはならない。限られた資源を多様に活用することから生まれた人類文化の多様性を誇り、地球上に多くの民族との共生を可能にすることが有形・無形世界遺産制度の目的であることを、今一度確認したい。二〇〇一年に「バーミヤンの遺跡」が爆破され、その後に続いた紛争を思い起こすと、文化やそれを象徴する遺産が否定されることの意味、その結果が人類に及ぼす混沌は明白ではないだろうか。

さらに重要な点は有形・無形文化遺産の保護制度が目指す保護の裾野は広いことである。本書でカバーしている国々は、富裕な国々であり、それゆえに自国の文化遺産を保護するための政策を運用することが出来る。しかし文化遺産の保護政策が第一に目指すのは、政治的・経済的な理由から、自国の文化遺産を保護する余裕すらない国々への緊急的な援助である。有形・無形文化遺産制度はもともと保護を必要とする地域に対して、それらの人々の生活を「人

類全体の遺産」と位置づけ、それらを保護する制度として活用されている事実を思い起こさなければならない。

最後に、本書は研究者に対して、文化遺産保護制度のもとで起きている変化をフィールドへ入って、地域住民の目線で調査する必要があるという警鐘を鳴らしている。四〇〇ページに及ぶ本書で紹介されているケーススタディーにはエージェントとして、地域コミュニティ、地域行政機関、国家、さらに国際機関としてのユネスコや国際社会等が登場し、それらのエージェントは政治的、歴史的、社会的な利害関係を持ち、有形・無形文化遺産制度の運用という巨大な力によって揺り動かされて行く状況を読み取ることが出来る。これらの変化の状況を検証し、世界遺産制度がもたらす避けがたい影響が地域コミュニティにネガティブな変化をもたらす事がないように注視していかなければならない、その第一の役割を果たすのが研究者であり、フィールドでの現状をつぶさに検証する作業は不可欠である。

(いわさき まさみ・北海学園大学大学院教授)